

人間ドック健康診査に関する契約書

双葉モバイルディスプレイ株式会社（以下「甲」という）と双葉電子健康保険組合（以下「乙」という）とは、甲の役員及び従業員に実施する人間ドック健康診査（以下「人間ドック健診」という）に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、本契約に定めるところにより、甲の役員及び従業員に対する人間ドック健診の手続き及び管理を行うものとし、健康管理に役立てていくものとする。

（人間ドック健診の負担）

第2条 本契約に基づく人間ドック健診の甲負担額は別紙のとおりとする。

（受診対象者）

第3条 本契約の人間ドック健診の受診対象者は、次の各号を全て満たす者とする。
(1) 甲の役員及び従業員
(2) 人間ドック受診を希望する者
(3) 人間ドック健診の結果が甲に交付されることを承認した者

（人間ドック健診の手続き及び管理）

第4条 人間ドック健診の受診手続き及びその管理は乙が担当する。

（請求・支払い）

第5条 本契約に基づく人間ドック健診の甲負担額については、その請求・支払い方法を別紙に定める。

（結果通知）

第6条 乙は人間ドック実施機関から、直接人間ドック健診の受診結果を受領し、受診結果の中から、甲が実施する定期健康診断に相当する項目について、その結果を転記し電子的手段により甲に交付する。なお、その転記・交付の費用については、別紙に定める。

（守秘義務及び個人情報の保護等）

第7条 甲及び乙は、本契約に基づく業務の遂行上知り得た甲及び乙並びに甲の役員及び従業員の秘密を第三者に一切漏らしてはならない。特に、個人情報の取扱いについては最大限の注意を払い、本契約の目的以外に利用してはならない。

2. 甲及び乙は、個人情報保護法に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に万全を期する。なお、本契約期間の終了後においても同様とする。

（管理方法及び廃棄処分）

第8条 乙は甲から提供を受けた情報について秘匿性の高い個人情報である事を認識し、関係者以外のアクセスを不可とする等の措置を講じ、データが不要になった場合は速やかに個人情報漏えいへの防止策を講じたうえで廃棄処分する。

（契約期間）

第9条 本契約の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。但し、期間満了1ヵ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、さらに、有効期限満了日の翌日において向う1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（契約外事項）

第10条 本契約に定めのない事項、疑義の生じた事項又は契約書の内容に変更のある場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（旧契約）

第11条 本契約の締結以前に甲乙間で締結した人間ドックに関する契約は、本契約の締結と同時にその効力を失う。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年4月1日

甲 茨城県北茨城市中郷町日棚1471番21
双葉モバイルディスプレイ株式会社
代表取締役 田邊 宏



乙 千葉県茂原市大芝629
双葉電子健康保険組合
理事長 中村 正行

